

議案第75号

公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月5日提出

大田原市長 相馬 憲一

公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（職員の派遣） 第2条 市長は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 （削る） <u>(1)~(5)</u> （略） （削る） 2・3 （略）</p>	<p>（職員の派遣） 第2条 市長は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 <u>(1) 職業訓練法人大田原地域職業訓練センター管理公社</u> <u>(2)~(6)</u> （略） <u>(7) 学校法人磯島学園</u> 2・3 （略）</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。